

第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策

1 趣旨

令和2年11月下旬以降、広島市内を中心に感染者数は急増し、感染状況は県内全域にわたって拡大基調となったため、令和2年12月12日からエリア（広島市及び近隣市町）や業種等（飲食店、飲酒の場）、的を絞った「集中対策」を実施し、感染の急速な拡大に歯止めをかけ抑制することができた。

令和3年1月18日からは「第2次集中対策」として、広島市については、飲食を伴う場面を中心とした緊急事態措置に準じた対策を、それ以外の地域についても、外出機会の半減や出勤者の7割削減を目標とするなど、より厳しい対策を実施している。また、新規感染者を確実に減少させていくため、PCR検査等の積極的な受検勧奨やクラスター対策の強化に取り組んでいる。

本県の現時点における感染状況は、感染者の新規報告者数（直近1週間の10万人当たり）などを基にした総合的な判断は、全県ではステージⅡ、広島市はステージⅣ相当からステージⅡ相当に改善している。（令和3年2月3日時点 全県：5.5人、広島市：6.5人）

発生事例の分析からは、全体として新規感染者数に減少傾向が認められるが、職場や家庭内における感染者の割合が高いこと、医療施設や高齢者施設等におけるクラスターが頻発している状況にある。専門家からは、集中対策は一気に緩めるのではなく、段階的に緩和しながら一定期間継続することが望ましいこと、人と人の接触の機会を減らすことは継続的かつ着実に進めるべきであること、今後の感染状況に影響が懸念される変異株への体制を整えることなどの意見がなされている。

令和3年1月7日の緊急事態宣言により、飲食を伴う場面を中心とした緊急事態措置が大都市圏の都府県等で現在も継続されており、感染状況も高止まりの状態が続いている。一方、本県では早い段階から飲食の場・飲酒の場などの的を絞った対策を実施し、県民及び事業者の積極的な協力によって感染の改善傾向が認められる。

県民の社会経済活動を早期に回復させるためには、全県において各種指標が警戒基準値を下回り、ステージⅠの状態を目指す必要がある。他の自治体の事例では各種指標が十分に改善する前に、飲食店等への営業時間短縮の要請を解除した結果、感染状況が再度急速に悪化した事例もあることを踏まえ、引き続き集中的な感染拡大防止対策に取り組むこととする。

今後は、感染状況を踏まえ、段階的に要請事項（行動制限）を緩和していくこととするが、感染の再拡大が確認された場合は、速やかに必要な対策を強化する。

2 集中対策期間

令和3年2月8日(月)～2月21日(日)

ただし、日々の感染状況を勘案した更なる対策強化と期間の見直しも念頭において取り組んでいく。

3 基本的な考え方

(1) 感染の再拡大を防止していくこと

広島市における感染状況も、ステージⅡ相当の水準にまで抑制されていることから、感染の再拡大を防ぎつつ、ステージⅠへの移行を着実に進めていくため、取組の内容を段階的に緩和する。

ただし、今後、感染の再拡大が確認された場合には、再度、厳しい対策を速やかに実施する。

(2) 新規感染者を確実に減少させていくこと

マスクを外す機会を出来るだけ少なくし、やむを得ずマスクを外す態様を取る場合でも、他者との接触や会話等を可能な限り低減することとともに、人と人との接触を抑えていく必要がある。また、職場や家庭内における感染防止対策の実践に加え、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年11月30日一部改正）」（以下、対処方針という。）の強化すべき事項である、

- ・ 早期に新規感染者を捕捉して、クラスターの芽となる個別感染を囲い込み、感染の連鎖を遮断すること
- ・ 身近な医療機関等で検査を受けられる体制の構築
- ・ 医療機関や高齢者施設等におけるクラスターが発生した場合に備え、対応する保健所等の支援体制の構築

について、さらに取組を進めていく必要がある。

このため、対処方針によるステージに応じた、県民や事業者に対する外出、他地域への移動、イベントの開催などについて要請を行うとともに、PCR検査体制の充実やクラスター発生時の対応について、取組を強化する。

4 広島市の住民，事業者への要請

(1) 人と人との接触機会の低減

人出の5割削減による接触機会の8割削減を図るため、対策期間中は、感染防止対策等の徹底とともに、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会を半分に削減すること、外出している時間もできるだけ短くすること。特に21時以降の外出は更に削減すること。

なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること。

イ 職場への出勤等

徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。

Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者の割合を5割削減を目標とし実施すること。また、テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を5割削減を目標とし実施すること。

住民に対して21時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制すること。

ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

(2) 営業時間の短縮，イベント等の開催制限

ア 施設の使用制限等

マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、そうしたリスクが高くなると考えられる飲食店等に対して、営業時間の短縮等を要請する。

【酒類を提供する飲食店に対する要請】

要請内容	酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮（5時から21時までとする。ただし、酒類の提供は5時から20時までとする。）
要請期間	令和3年2月8日～2月21日
施設の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち、酒類を提供する店舗（居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。
協力支援金の支給（第4期）	時間短縮：1店舗当たり28万円 休業：1店舗当たり38万円 ※全期間、要請に応じた場合のみ

参考：「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月13日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

なお、時間短縮要請等の実効性を担保するため、関係機関と連携して、繁華街での見回り活動等を実施する。

住民に対して 21 時以降の更なる外出削減を要請することや、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、上記の飲食店以外の施設についても、同様の働きかけを行う。

【上記以外の施設に対する働きかけ】

施設	内容
運動施設、遊技場	営業時間の短縮（5時から21時までとする。） ※酒類の提供は、上記、酒類を提供する飲食店に対する要請のとおり 次のイによる要請 （人数上限「5,000人」かつ収容率要件「50%以内又は100%以内」）
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	営業時間の短縮（5時から21時までとする。） ※酒類の提供は、上記、酒類を提供する飲食店等に対する要請のとおり
遊興施設（食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗を除く。）	
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）	営業時間の短縮（5時から21時までとする。）
酒類を提供する飲食店以外の飲食店	

参考：「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年1月13日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

イ イベント等の開催要件の厳格化

対処方針の5（1）「イベントの開催条件」について、集中対策期間中、次のとおりとする。

- ・人数上限は、「5,000人」とする。
- ・収容率要件は、大声での歓声・声援などが想定される場合は「50%以内」、大声での歓声・声援などが想定されない場合は「100%以内」とする。【別紙1参照】
- ・合わせて、21時以降の営業時間短縮を要請する。
- ・全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合の県への事前相談は、引き続き、実施する。

5 飲食店の利用と感染予防に関する要請

県民の会食や飲酒、飲食店の利用や、事業者等による飲食店の感染予防対策について、引き続き、次の事項を要請する。

ア 県民の飲酒、飲食店の利用

同居する家族以外での会食等は控えること。

なお、会食の場や飲食店を利用するときに、次のイに掲げるような飛沫防止の為の物理的な対策等をとっている場合には、その限りとしなない。ただし、マスク会食をする場合には必ずマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は控えること。

会食等を行う場合には、上記のような物理的対策が導入されている「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「広島コロナお知らせQR」の導入店舗を利用し、入店時に利用者登録を行うほか、会食の場や飲食店が行う感染予防対策に協力すること。

イ 事業者等の飲食店の感染予防対策

3密の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保など、対処方針の「4 事業者に対する要請」に掲げる感染防止対策に取り組むこと。

また、施設等の従業員等のマスク着用を徹底するとともに、来店者・来訪者にもマスク着用を依頼すること。施設等の従業員等の安全を確保するためにも、マスク着用を拒む者の入店等を拒否すること。

飲食店等の施設の運営責任者は、飲食店利用者に対して上記のAのとおり要請していることを勘案し、飲食店等の施設において、次の感染予防対策を講じること。（ここでいう飲食店には、接待を伴う飲食店（現行の風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）を含む。）

① 飛沫感染予防対策

- a 座席の3方をアクリル板やビニールカーテン等（以下、「アクリル板等」という。）のパーテーションで仕切るなど、隣席及び向かい合う人との飛沫感染防止のための物理的な仕切りを設けること
- b または、他者との間隔を必ず1メートル以上離すこと
- c もしくは、マスク会食を全利用者に徹底させ、マスクを外した状態では会話を控えさせること

② 換気による感染予防対策（マイクロ飛沫対策）

密閉な状態を作らないために、換気扇やサーキュレーターの活用とともに窓を開けるなどの換気を徹底すること。

③ 利用者への感染防止対策の徹底

飲食店利用者に対して飛沫感染予防対策を徹底させること。

上記の①から③の対策は利用者の協力があればいずれの飲食店でも対応可能であると考えられることから、これらを講じられない飲食店等は、集中対策期間は休業を要請する。

【飲食店の感染予防対策に対する財政支援】

県は、飲食店が行うアクリル板等パーテーションの設置などに要する経費に対して支援を行うことにより、飛沫感染予防対策を強力に推進する。

1	○飲食店におけるパーテーション設置促進補助金（令和2年12月10日適用） ・アクリル板等のパーテーションに限定した追加の支援制度 ・補助限度額：1店舗当たり上限10万円
2	○飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金 ・アクリル板等の設置など飛沫感染予防対策等に対する支援制度 ・補助限度額：1店舗当たり上限10万円

6 県民、事業者への要請 ※（1）ア及びイは、広島市を除く要請事項である。

対処方針の「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」や十分な換気など「寒冷な場面における感染対策」などの確実な実践を要請している。

（1）人と人との接触機会の低減

入出の5割削減による接触機会の8割削減を図るため、対策期間中は、これら感染防止対策等の徹底に加え、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会を半分に削減すること。また、外出している時間もできるだけ短くすること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。また、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること。

イ 職場への出勤等

徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。

Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者の割合を5割削減を目標とし実施すること。また、テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を5割削減を目標とし実施すること。

ただし、社会機能維持に従事している者については、この限りでない。

(2) 感染防止対策の強化

ア 家庭内における感染防止対策の強化

発生事例の分析からは、家庭内や職場での感染者の割合が高く、職場や会食時等の感染により、新型コロナウイルスが家庭内に持ち込まれていることが推察される。

こうしたことに対して、外出の削減、テレワーク等の実践とともに、家庭内における感染の防止を【別紙2】も参考に実践いただきたいこと。

イ 職場内における感染防止対策の強化

3密の回避や感染防止のため、以下も参考に取り組むこと。

- ・感染症対策担当者の選任
- ・昼食や休憩時間の分散
- ・執務室等に入出入りするたびの手指消毒の徹底
- ・換気、加湿の徹底（実施したこと、測定したことなどの記録）
- ・「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用 など

(3) 他地域への移動の自粛

緊急事態宣言の発出により、緊急事態措置が実施されている都道府県との往来は、最大限、自粛すること。

感染拡大地域（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や、直近7日間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15人以上の自治体）から及び同地域への往来については、慎重に判断すること。

なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(4) 誹謗中傷や差別の禁止

新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるような冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人等に対して、絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

(5) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況がステージⅢ若しくはⅣの状態にある場合には、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

7 感染者の早期発見，クラスター対策の強化

(1) 感染者の早期発見

広島市における新規感染者に占める感染経路不明者の割合は高く（市中感染），早期に感染者を捕捉して，感染の連鎖を遮断していく必要があるため，対策を強化する。

- ・広島市における積極的疫学調査の強化
- ・広島市内の感染者の多い地域については，全住民及び就業者に対するPCR検査等の受検勧奨

また，県内における感染の連鎖を遮断し，新規感染者を確実に減少させていくため，あらかじめ特定している対象者は，県内5か所に設置しているいずれのPCRセンターでも検査を受検できることとする。

(2) クラスター対策の強化

県内では，依然として医療機関や高齢者施設等においてクラスターが頻発していることから，クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため，対策を強化する。

- ・医療機関や高齢者施設等の従事者に対するPCR検査の強化
- ・「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導 など

別紙 1

広島市域におけるイベント開催制限の考え方について (R3. 2. 8~R3. 2. 21)

- 業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや、必要な感染防止対策を講じることを前提に、以下の参加人数をめやすとしてイベントを開催することができる。
- 祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについて、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては中止を含めて慎重に検討・判断し、開催する場合は十分な人と人との間隔を設ける。
- 全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について県に事前相談する。

1 人数上限

区 分	人数上限
①収容人数が10,000人を超える場合	5,000人
②収容人数が10,000人以下の場合	5,000人と収容率要件による人数のいずれか小さい方

2 収容率要件等

区 分	収容率	対 象 例	イベントの性質	
大声での歓声・声援などが想定されない場合	100%以内	音楽	クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる
		演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	
		舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	
		伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	
		芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	
		講演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング等	
		展示会	各種展示会、商談会、各種ショー等	
大声での歓声・声援などが想定される場合	50%以内	音楽	ロックコンサート、ポップコンサート等	参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる
		スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲等	
		公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース	
		公演	キャラクターショー、親子会公演等	
		ライブハウス等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント	

(注) 実際のイベントが上表のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する

〈感染防止のために実施する主な対策〉

- ①業種別ガイドラインに則した感染防止策の徹底
- ②消毒の徹底(出入口・トイレなどでの手指消毒、施設内のこまめな消毒等)
- ③大声を出さないことの担保(大声を出す者がいた場合、個別に注意等を実施。マスク着用を前提に隣の者との日常会話程度は可)
- ④飲食の制限(決められたエリア以外での飲食の制限、イベント前後や休憩時間中の食事等による感染防止の徹底)
- ⑤参加者及び出演者の制限(発熱等の有症状者の入場・出演を確実に防止。検温の実施、払戻措置の規定等)
- ⑥参加者の把握(「広島コロナお知らせQR」や接触確認アプリ「COCOA」の活用、システムを利用できない参加者の連絡先等の把握)
- ⑦出演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除(マスクを持参していない者に主催者側でマスクを配布。出演者等と観客がイベント前後等に接触しない措置の実施。演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を2m確保)
- ⑧イベント前後の行動管理(交通機関の分散利用、打ち上げ等の感染リスクのある行動の回避など、イベント前後の感染防止の注意喚起)
- ⑨3密の回避(こまめな換気の実施、入退場時や休憩時間の密集回避等)
- ⑩ガイドラインを遵守する旨の公表

別紙2 (家庭内における感染防止の実践例)

【換気, 湿度】

- ・こまめに換気をしましょう。(1時間ごとに5~10分又は常時窓を少し開けておく)
台所や洗面所などの換気扇を常時運転することでも、最小限の換気量は確保できます。
- ・18℃を目安に室温が下がらないよう暖房器具を利用しながら、窓を少し開けましょう。
暖房器具の近くの窓を開けると、入ってくる冷気が温められるので、室温低下を防ぐことができます。
- ・湿度の管理をしましょう。(加湿器を使った保湿を。目安は50~60%)

【家に帰ったら】

- ・うがい、水と石鹸で30秒以上手を洗いましょう。
- ・手指消毒は、15秒以上かけて手に擦り込む(指先や手首も)ようにしましょう。
- ・使用した不織布マスクは、部屋に入る前に捨てましょう。
- ・衣服も、すぐに着替えましょう。

【食事】

- ・食事の前には、手洗い・消毒をしましょう。
- ・できれば、時間をずらす、真正面は避ける、テーブルを別にするなど、工夫しましょう。
- ・食事は短時間で会話を控えましょう。
- ・料理は、大皿は避け、個々に盛り付けましょう。
- ・取箸は使い回さずに最初に取り分けましょう。
- ・食器や箸、スプーンなどの共用は避けましょう。
- ・普段、会わない人との会食は避けましょう。

【広げない】

- ・共有部分(トイレ、ドアノブ、電気スイッチなど)を1日1回以上、消毒しましょう。
- ・トイレ、キッチン、洗面所でのタオルの共用を避けましょう。(ペーパータオルの活用)
- ・歯ブラシは個別に保管しましょう。コップは別々のものを使いましょう。
- ・トイレでは、蓋を閉めてから水を流しましょう。

【消毒, 手洗い】

- ・拭き終わった雑巾は、パタパタさせず静かに内側に包み込みましょう。
- ・拭き掃除は、一方向に行いましょう。
- ・アルコール消毒の場合、乾いた雑巾を使いましょう。(濡れ雑巾は濃度低下)
- ・帰宅時、入社/退社時、食事の前、トイレの後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・携帯電話やスマートフォンは、家に帰ったら除菌シートなどで拭きましょう。
- ・動物との過度な接触は控え、普段から動物に接触した後は、手洗い・消毒をしましょう。
- ・トイレが汚れた場合には、市販されている家庭用漂白剤等、またはアルコールできれいに拭きましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

【健康管理など】

- ・毎朝の体温測定、健康チェックをしましょう。
- ・発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。
- ・体調が悪い家族がいるときは、家族全員がマスクを着用しましょう。(乳幼児、特に2歳未満は推奨されません。)また、迷わず、かかりつけ医又は積極ガードダイヤルに連絡しましょう。
- ・接触確認アプリ、広島コロナお知らせQRを活用しましょう。
- ・買い物は、できるだけまとめて行うようにして、外出機会を減らしましょう。
- ・集中対策期間中は、面会の代わりにスマートフォン等を活用して、リモートで交流を保ちましょう。

【家族に発熱、咳などの症状が出たら】

- ・迷わず受診をしましょう ～かかりつけ医又は積極ガードダイヤル
- ・部屋を分け、個室にし、食事や寝る時も別室としましょう。
- ・定期的に換気し、共有スペースや他の部屋も窓を開け、換気をしましょう。
- ・ご本人は、極力部屋から出ないようにしましょう。
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限に。
- ・お世話はできるだけ限られた方で行いましょう。
- ・こまめに手洗い、アルコール消毒をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・使用したマスクは他の部屋に持ち出さないようにしましょう。
- ・マスクの表面には手を触れず、外した後は必ず石鹼で手を洗うか、アルコール消毒をしましょう。
- ・汚れた衣服や、リネンは、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾かしてください。
- ・ごみは密閉して捨てましょう。
- ・家族の方も仕事や外出は避け、毎日の健康観察を行いましょう。